

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則（平成16年旭医大達第171号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (契約期間) 第5条 職員の労働契約の期間は、1年以内の範囲で、個々の職員ごとに定める。 2 前項の期間は、予算の状況、業務の進捗状況及び必要性並びに職員の勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮したうえで学長が認めた場合は、これを更新する場合がある。ただし、労働契約の期間は、その更新期間を含め、5年を超えないものとする。 3 労働契約の期間は、職員の採用が困難である場合その他特別の事由がある場合において、特に学長が認めた場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、その期間を超えて更新することができる。 4 職員の労働契約の締結及び更新は、当該職員の年齢が満65歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて行うことはない。ただし、外部資金を原資とする場合、<u>障害者限定求人により雇用している場合又は保険医療機関</u>の施設基準の届出に当たり配置が必要な場合で、特に学長が認めた場合は、この限りでない。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年1月14日から施行する。</u> 【改正理由】 障害者雇用安定化のため、所要の改正を行うものである。	(略) (契約期間) 第5条 職員の労働契約の期間は、1年以内の範囲で、個々の職員ごとに定める。 2 前項の期間は、予算の状況、業務の進捗状況及び必要性並びに職員の勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮したうえで学長が認めた場合は、これを更新する場合がある。ただし、労働契約の期間は、その更新期間を含め、5年を超えないものとする。 3 労働契約の期間は、職員の採用が困難である場合その他特別の事由がある場合において、特に学長が認めた場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、その期間を超えて更新することができる。 4 職員の労働契約の締結及び更新は、当該職員の年齢が満65歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて行うことはない。ただし、外部資金を原資とする場合 <u>又は、保険医療機関</u>の施設基準の届出に当たり配置が必要な場合で、特に学長が認めた場合は、この限りでない。 (略)